



ひと、くらし、みらいのために
熊野労働基準監督署

くまの労基

第339号 令和8年8月1日 発行



過去のバックナンバーはこちらから！（1年分掲載しています）→
または、「熊野労働基準監督署からのお知らせ」で検索してください。

【1】熊野労働基準監督署管内の労働災害状況（令和8年6月末時点）

令和8年6月末現在、熊野署管内においては、死亡災害は 0 件（前年同期 0 件）、休業4日以上労働災害は、37件（前年同期－6件：－14.0%）発生しております。

年齢別では60歳以上の高年齢労働者が15件と全体の約4割、50歳以上でみると27件と全体の約7割を占めており、高年齢労働者及びベテラン労働者に配慮した労働災害防止対策を実施する必要があります。

業種別では、保健衛生業が7件と最も多く、次いで製造業、畜産・水産業及び商業が各5件、建設業が4件、運輸交通業が3件となっています。
特に、保健衛生業では社会福祉施設での災害が多く、介助・移乗作業等に伴う身体負荷への対策が重要です。

事故の型別では、「転倒」が最も多く、続いて「はさまれ・巻き込まれ」、「墜落・転落」、「動作の反動・無理な動作」などが発生しています。
特に転倒災害は、製造業、商業、保健衛生業など複数業種で発生しているため、業種にかかわらず、床面の滑りやつまずきを防止するための整理整頓、通路確保、足元確認の徹底が重要です。また、製造業における安全装置の設置や作業手順の徹底、建設業における足場や作業床の安全確保、墜落制止用器具の適正使用なども引き続き重要な課題となっています。

起因物別では、「床面、通路」が全体の約2割を占めています。これは転倒災害との関連が考えられるため、作業環境の改善が有効です。また、機械設備を起因物とした災害も全体の約4割を占めています。これははさまれ・巻き込まれ災害との関連が考えられるため、基本動作の徹底が有効です。

よって、当署管内では「転倒災害の防止」、「高年齢労働者の災害防止」、「身体負荷の軽減による腰痛対策」、「建設業における墜落・転落防止」、「機械災害の防止」が重点課題として挙げられます。
事業主の皆様におかれましては、次ページ以降のチェックリストを活用し、事業場内の安全対策が十分にとれているか確認をお願いします。

重点対策① 転倒災害を防ぎましょう

転倒災害は様々な業種で発生しており、特に高年齢労働者では重症化しやすい傾向があります。

事業場で実施したいこと

- ☐ 通路や作業場所の整理整頓
- ☐ 床面の水濡れ・油汚れの早期除去
- ☐ 段差や危険箇所の見える化
- ☐ 十分な照明の確保
- ☐ 滑りにくい靴の着用
- ☐ 「転びにくい体をつくる職場エクササイズ」などの体操・運動の実施

重点対策② 高年齢労働者の安全を確保しましょう

60歳以上の労働者の災害が多く発生しています。経験豊富な労働者であっても、加齢に伴う身体機能の変化への配慮が必要です。

事業場で実施したいこと

- ☐ 高所作業や重量物取扱作業の見直し
- ☐ 手すりや昇降設備の整備
- ☐ 作業時間・作業負荷の調整
- ☐ 定期的な健康状態の確認
- ☐ 身体機能に配慮した職場改善
- ☐ KY活動（危険予知活動）への積極参加

重点対策③ 腰痛・無理な動作を防ぎましょう

保健衛生業、商業、運輸業などでは、荷役作業、運搬作業、介助作業による腰痛災害が発生しています。

事業場で実施したいこと

- ☐ 重量物を一人で持たない
- ☐ 台車やリフト等の補助機器を活用する
- ☐ ノーリフトケアの推進
- ☐ 不自然な姿勢での作業を減らす
- ☐ 作業前のストレッチ実施
- ☐ 腰痛予防教育の実施

重点対策④ 墜落・転落災害を防ぎましょう

建設業では依然として墜落・転落災害が発生しています。ひとたび発生すると、死亡災害などの重大災害につながるおそれがあります。

事業場で実施したいこと

- ☐ 足場・作業床の点検
- ☐ 開口部の養生
- ☐ 手すりの設置
- ☐ 墜落制止用器具の確実な使用
- ☐ 作業開始前点検の徹底

重点対策⑤ 機械災害を防ぎましょう

事故の型では「はさまれ・巻き込まれ」などの災害が発生しています。基本動作、基本手順の徹底が労働災害の防止につながります。

事業場で実施したいこと

- ☐ フォークリフト等との接触防止
- ☐ 機械の安全装置の有効保持
- ☐ 清掃や保守時の機械停止
- ☐ 手順書による作業管理
- ☐ 荷の置き方・積み方のルール化
- ☐ 荷の崩れ防止措置

災害ゼロは日々の安全活動から！

労働災害の多くは、作業開始前の危険予知活動、職場巡視、リスクアセスメントの実施により未然防止が可能です。

経営者と労働者が一体となり、安全で健康に働ける職場づくりを進めましょう。

【2】令和8年度STOP!熱中症クールワークキャンペーンについて（再掲）

平成29年から続くSTOP!熱中症クールワークキャンペーンは、今年度も実施されます。

実施期間は、令和8年5月1日から同年9月30日までであり、本年は、令和8年3月に示された「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく措置を講じることとされているため、昨年の熱中症に係る改正労働安全衛生法の実施事項とともに、同ガイドラインに基づく措置も講じる必要があります。

なお、昨年の熱中症に係る死亡者数は、前年と比べ50%の減少となっていますが、死傷者数については、約41%の増加となっているため、法令やガイドラインに基づく措置の確実な実施をお願いします。

STOP!熱中症クールワークキャンペーン特設サイトはこちら→

実施要綱、熱中症による労働災害の発生状況及び傾向、関連サイトや多言語資料が掲載されています。



熱中症予防のための情報・資料サイトはこちら→

「予防の行動」や「応急処置」が掲載されています。



熱中症判定アプリはこちら→

日本医科が医学と国立環境研究所のグループが開発したものです。質問事項に答えることで、重症度に応じた応急処置や緊急搬送の必要性を回答してくれるものです。



一般財団法人日本気象協会のホームページはこちら→

暑熱順化の説明や暑熱順化トレーニングの方法、暑熱順化状況のチェックなどを行うことができます。



令和8年 熊野労働基準監督署管内 労働災害発生状況

令和8年6月末現在

業 種		前年同期 (令和7年6月末)		令和8年6月末		増 減			
		死亡	死傷	死亡	死傷	死亡		死傷	
						数(人)	率(%)	数(人)	率(%)
合 計			43		37			-6人	-14.0%
製 造 業	食 料 品		2		4			+2人	+100.0%
	繊維工業・繊維製品								
	木材・木製品		1					-1人	-100.0%
	家具・装備品		1					-1人	-100.0%
	化学工業				1			+1人	
	窯業土石								
	鉄鋼業・非鉄金属		1					-1人	-100.0%
	金属製品								
	一般機械器具								
	電気機械器具								
	造船業		1					-1人	-100.0%
	輸送機械等								
	電気・ガス・水道業								
	自動車整備業・機械修理業								
	上記以外の製造業		2					-2人	-100.0%
小 計			8		5			-3人	-37.5%
鉱 業	採 石 業		1					-1人	-100.0%
	上記以外の鉱業								
	小 計		1					-1人	-100.0%
建 設 業	土 木 工 事		1		2			+1人	+100.0%
	木造家屋建築工事		1					-1人	-100.0%
	上記以外の建築工事		2		1			-1人	-50.0%
	その他の建設業		2		1			-1人	-50.0%
	小 計		6		4			-2人	-33.3%
運 輸 業	道路貨物運送業		2		2			±0人	±0.0%
	上記以外の運輸交通業				1			+1人	
	陸上貨物取扱業								
	港湾運送業								
	小 計		2		3			+1人	+50.0%
第 一 次 産 業	農業・畜産業		2		1			-1人	-50.0%
	林 業		5		2			-3人	-60.0%
	水 産 業		2		5			+3人	+150.0%
	小 計		9		8			-1人	-11.1%
第 三 次 産 業	商 小 売 業		1		5			+4人	+400.0%
	新聞販売業				2			+2人	
	上記以外の商業		3					-3人	-100.0%
	通 信 業		1		1			±0人	±0.0%
	保健衛生業		5		5			±0人	±0.0%
	その他の保健衛生業		4		2			-2人	-50.0%
	接客業		1		1			±0人	±0.0%
	旅館業								
	ゴルフ場								
	上記以外接客娯楽業				1			+1人	
	清掃業				2			+2人	
	ビルメンテナンス業								
	産業廃棄物処理業								
	上記以外の清掃業								
	警 備 業								
	上記以外の事業		2					-2人	-100.0%
小 計			17		17			±0人	±0.0%

※死亡災害報告、労働者死傷病報告による(前年同月速報値比較)。